

市外居住者が社会体育施設等を利用する場合の料金について

令和3年4月1日より、市外居住者（河内長野市・五條市居住者を除く）が下記の施設を利用する場合、使用料が5割増となります。

橋本市民が施設を利用する場合の料金に変更はありません。

（市外居住者向け） 施 設 使 用 料 金

令和3年4月1日～

施 設 名		午前 (8:00~12:00)		午後 (13:00~17:00)		夜間 (18:00~22:00)	
		施設	照明	施設	照明	施設	照明
学文路 スポーツセンター	体育館	1,560	780	1,560	780	1,560	780
	テニスコート	1,710	/	1,710	/	3,435	/
	グラウンド	1,560	/	1,560	/	9,420	/
東家体育館		1,560	780	1,560	780	1,560	780
伏原（東部）体育館		1,560	780	1,560	780	1,560	780
学文路東体育館		1,560	780	1,560	780	1,560	780
勤労者体育センター		1,560	780	1,560	780	1,560	780
伏原テニスコート		1,560	/	1,560	/	3,135	/

施 設 名		午前 (8:00~12:00)		午後 (12:00~17:00)		夜間 (17:00~22:00)	
		施設	照明	施設	照明	施設	照明
住吉運動公園	多目的グラウンド	930	/	930	/	貸出しなし	/
	テニスコート	1,710	/	1,710	/	3,435	/

現行（市内居住者） 施 設 使 用 料 金

令和3年4月1日～

施 設 名		午前 (8:00~12:00)		午後 (13:00~17:00)		夜間 (18:00~22:00)	
		施設	照明	施設	照明	施設	照明
学文路 スポーツセンター	体育館	1,040	520	1,040	520	1,040	520
	テニスコート	1,140	/	1,140	/	2,290	/
	グラウンド	1,040	/	1,040	/	6,280	/
東家体育館		1,040	520	1,040	520	1,040	520
伏原（東部）体育館		1,040	520	1,040	520	1,040	520
学文路東体育館		1,040	520	1,040	520	1,040	520
勤労者体育センター		1,040	520	1,040	520	1,040	520
伏原テニスコート		1,040	/	1,040	/	2,090	/

施 設 名		午前 (8:00~12:00)		午後 (12:00~17:00)		夜間 (17:00~22:00)	
		施設	照明	施設	照明	施設	照明
住吉運動公園	多目的グラウンド	620	/	620	/	貸出しなし	/
	テニスコート	1,140	/	1,140	/	2,290	/